議案第 29 号

一般職職員給与条例の一部を改正する条例

令和 4 年 3 月28日提出

熊取町長 藤原 敏 司

提案理由

令和3年8月10日付け人事院勧告に伴い、本町の一般職職員の給与の改定を行うため、 この条例案を提出するものです。

一般職職員給与条例の一部を改正する条例

一般職職員給与条例(昭和32年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に改め、同条第 3 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 72.5」を「100 分の 67.5」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。 (令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の一般職職員給与条例第20条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで若しくは第25条(第4項及び第9項を除く。)又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成15年条例第21号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 127.5分の15
 - (2) 再任用職員 72.5分の10

(規則への委任)

3 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一般職職員給与条例(昭和32年条例第4号)の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
(期末手当)	(期末手当)
第20条 (略)	第20条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の120</u> を乗じて得た	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の127.5</u> を乗じて得た
額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次	額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次
の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額	の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額
とする。	とする。
(各号略)	(各号略)
3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100	3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100</u>
<u>分の120</u> 」とあるのは、「 <u>100分の67.5</u> 」とする。	<u>分の127.5</u> 」とあるのは、「 <u>100分の72.5</u> 」とする。
$4\sim6$ (略)	$4 \sim 6$ (略)